

生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法の一部を改正する件 新旧対照表
○生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法（平成 17 年 7 月 29 日農林水産省告示第 1260 号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
1 適用範囲 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“<u>認証生産行程管理者等</u>”という。）が行う生産情報公表農産物の生産行程についての<u>検査方法を規定する。</u> 2 引用規格 <u>次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。</u> JAS 1163 生産情報公表農産物 3 用語及び定義 <u>この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 1163 による。</u> 4 生産行程についての検査 4.1 生産情報公表農産物の生産行程についての検査 生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が農産物の農産物識別番号ごとに、<u>次によって行わなければならない。</u> a)～c) （略） d) 当該生産行程の管理記録が当該<u>認証生産行程管理者等</u>に正確に伝達されていることの確認 4.2 化学合成農薬削減割合を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査 JAS 1163 の 6.1 a)の規定によって計算された化学合成農薬削減割合（以下“<u>化学合成農薬削減割合</u>”という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、<u>当該認証生産行程管理者等が農産物の農産物識別番号ごとに、4.1 によるほか、次によって行わなければならない。</u> a) 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学合成農薬削減割合に関する記録〔“化学合成農薬削減割合”、“平均使用回数 JAS 1163 の 6.1 a)に規定する平均使用回数をいう。以下同じ。〕”及び“地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の名称 JAS 1163 の 6.2 に規定する地方公共団体の名称をいう。以下 4.2 において同じ。）”についての記録をいう。以下同じ。〕の作成及び保管が適正であることの確認 b) （略） c) 当該農産物について公表されている化学合成農薬削減割合、<u>平均使用回数</u>及び地方公共団体の名	（適用の範囲） 第 1 条 この検査方法は、<u>認証生産行程管理者（日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 2 項又は同法第 30 条第 2 項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）</u>が行う生産情報公表農産物の生産行程についての<u>検査に適用する。</u> （新設） （新設） （新設） （生産行程についての検査） 第 2 条 <u>生産情報公表農産物の日本農林規格（平成 17 年 6 月 30 日農林水産省告示第 1163 号。以下「日本農林規格」という。）第 2 条に規定する生産情報（以下「生産情報」という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者が農産物の日本農林規格第 2 条に規定する農産物識別番号（以下「農産物識別番号」という。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。</u> <u>一～三 （略）</u> 四 当該生産行程の管理記録が当該<u>認証生産行程管理者</u>に正確に伝達されていることの確認 第 3 条 <u>生産情報及び日本農林規格第 5 条第 1 項第 1 号の規定により計算された化学合成農薬削減割合（以下単に「化学合成農薬削減割合」という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより行うものとする。</u> <u>一</u> 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学合成農薬削減割合に関する記録（「化学合成農薬削減割合」、「平均使用回数（日本農林規格第 5 条第 1 項第 1 号に規定する平均使用回数をいう。第三号において同じ。）」及び「地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。以下同じ。）の名称（日本農林規格第 5 条第 2 項に規定する地方公共団体の名称をいう。以下この項において同じ。）」についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認 <u>二 （略）</u> <u>三</u> 当該農産物について公表されている化学合成農薬削減割合、<u>平均使用回数</u>及び地方公共団体の

称が事実即しものであるか否かについての当該化学合成農薬削減割合に関する記録の調査による確認 d) 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該<u>認証生産行程管理者等</u>に正確に伝達されていることの確認 4.3 化学肥料削減割合を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査 JAS 1163 の 6.1 b)の規定によって計算された化学肥料削減割合（以下“化学肥料削減割合”という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、<u>当該認証生産行程管理者等</u>が農産物の農産物識別番号ごとに、4.1によるほか、<u>次によって行わなければならない。</u> a) 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学肥料削減割合に関する記録（「化学肥料削減割合」、<u>「現に施用した化学肥料の窒素成分量」、</u>“平均窒素成分量 JAS 1163 の 6.1 b)に規定する平均窒素成分量をいう。以下同じ。】”及び“地方公共団体の名称（JAS 1163 の 6.3に規定する地方公共団体の名称をいう。以下同じ。）”についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認 b) （略） c) 当該農産物について公表されている化学肥料削減割合、<u>現に施用した化学肥料の窒素成分量、平均窒素成分量</u>及び地方公共団体の名称が事実即しものであるか否かについての当該化学肥料削減割合に関する記録の調査による確認 d) 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該<u>認証生産行程管理者等</u>に正確に伝達されていることの確認	名称が事実即しものであるか否かについての当該化学合成農薬削減割合に関する記録の調査による確認 四 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該<u>認証生産行程管理者</u>に正確に伝達されていることの確認 2 生産情報及び日本農林規格第 5 条第 1 項第 2 号の規定により計算された化学肥料削減割合（以下単に「化学肥料削減割合」という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、<u>当該認証生産行程管理者</u>が農産物の農産物識別番号ごとに、<u>前条に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより行うものとする。</u> 二 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学肥料削減割合に関する記録（「化学肥料削減割合」、<u>「現に施用した化学肥料の窒素成分量」、</u>「平均窒素成分量（日本農林規格第 5 条第 1 項第 2 号に規定する平均窒素成分量をいう。第三号において同じ。）」及び「地方公共団体の名称（日本農林規格第 5 条第 3 項に規定する地方公共団体の名称をいう。以下同じ。）」についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認 三 （略） 三 当該農産物について公表されている化学肥料削減割合、<u>現に施用した化学肥料の窒素成分量、平均窒素成分量</u>及び地方公共団体の名称が事実即しものであるか否かについての当該化学肥料削減割合に関する記録の調査による確認 四 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該<u>認証生産行程管理者</u>に正確に伝達されていることの確認
---	---